

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年10月30日

京都市長 門川大作

京都市規則第41号

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第1条第1項の表総合企画局の款情報化推進室の項中「情報政策課長」を「情報政策課長 デジタル化推進課長」に、「調査係長」を「調査係長 デジタル化推進係長」に改め、同条第2項の表多文化共生のまちづくり推進プロジェクトチームの項を次のように改める。

デジタル化推進プロジェクトチーム	デジタル化に関する調査及び研究
多文化共生のまちづくり推進プロジェクトチーム	多文化共生のまちづくりを通じた地域の活性化に向けた施策の調査、研究及び企画

第1条第9項中「都市経営戦略監」の右に「、デジタル化戦略監」を加える。

第2条第21項を同条第22項とし、同条第12項から第20項までを1項ずつ繰り下げ、同条第11項中「第15項」を「第18項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第4項から第10項までを1項ずつ繰り下げ、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 デジタル化戦略監は、上司の命を受け、デジタル化に関する事務を統括するとともに、市長が特に必要があると認めるときは、局長その他職員を指揮監督する。

附 則

この規則は、令和2年11月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)